（別紙４）

交付要件等確認書

|  |  |
| --- | --- |
| （交付要件について） | 確認欄 |
| 本事業の交付要件（交付規程）について、全て確認し、了承している。 | □ |
| （申請者の資格） |  |
| 申請者は、交付規程第3条（交付の対象）に該当する者である。 | □ |
| 申請者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について熟読し、これに同意している。 | □ |
| （事業期間について） |  |
| 交付決定通知が届いた後に本事業を開始することを理解している。 | □ |
| 補助金に係る工事の完了予定日および工事代金の支払完了予定日が事業期間内であることを確認している。 | □ |
| （事業成果の利用について） |  |
| 事業成果については、他の事業者への普及促進を目的としたガイドライン作成に資するとともに、広く一般に紹介する場合があることを了承している。 | □ |
| （申請提出書類一式について） |  |
| 申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切無いことを確認している。 | □ |
| 補助対象設備に係る申請者と施工業者との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSERAは保証しないこと及び、万一、前述に関する紛争等が起きてもSERAは関与しないことを理解し、了承している。 | □ |
| （交付決定の選定について） |  |
| 本事業が定める選定方法・審査方法について全て確認し、了承している。 | □ |
| 申請した事業が必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。 | □ |
| （現地調査及び取材等の協力） |  |
| 交付決定以降、事業が公正に実施されているか判断するための現地調査に協力できる。 | □ |
| 交付決定以降、補助対象事業者となった際に、SERAが行う取材等に協力できる。 | □ |
| （財産処分制限期間と適化法について） |  |
| 導入する設備機器等には財産処分の制限期間が掛かり、制限期間内に処分・売却等された場合は補助金の返還(交付規程第8条12項)となる可能性があることを理解している。 | □ |
| （事業報告書の提出及び事業状況の調査） |  |
| 本事業終了後、3年間は年度ごとに二酸化炭素削減効果等についての事業報告書を環境大臣に提出することと、環境省の委託を受けた団体が現地調査を行う場合があることを了解している | □ |

※必ず申請者ご本人が確認及び記入してください。（手続代行者の代筆は不可）

※確認欄のうち、ひとつでも確認していない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

　　　　年　　月　　日

申請者名称

代表者名